

## **「令和6年度建設工事統計調査関係者に対する表彰者の国土交通大臣感謝状伝達式」を開催しました。**

国土交通省では、建設工事統計調査の申告義務者（約12万者）のなかから、その功績が特に顕著であると認められた事業者（82者）に対し、国土交通大臣から感謝状が贈呈されました。

茨城県では2者が選ばれ、その内、当所管内の藤崎建設工業（株）に対して、当事務所から国土交通大臣感謝状を伝達しました。

### **1 日 時**

令和6年11月5日（火）13時30分から

### **2 場 所**

茨城県潮来土木事務所 大会議室

### **3 表彰者**

藤崎建設工業株式会社（茨城県行方市新宮745）

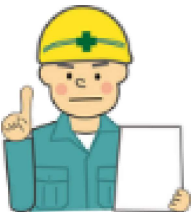
### **4 表彰対象統計**

- 1 建設工事受注動態統計調査（月次調査） 資料①
- 2 建設工事施工統計調査（年次調査） 資料②



中央が藤崎建設工業（株）代表取締役社長 藤崎 政行 様

# 建設工事受注動態 統計調査ガイド



## 簡単記載例

受注した月の受注高について記入します。  
過去の受注については記入しないで！

【表面】

【裏面】

※下請工事のみであれば表面だけで記入終了！

建設工事統計調査  
国土交通省 建設工事受注動態統計調査票甲（共通）

令和 年 月 分

○受注月を記入

（連絡先）  
○必ず記入

I. 企業等の概要  
○必ず記入  
○許可番号は年度中に変更しない（当初のままで）

II. 受注高  
○その月に受注した工事の「受注高の総額」を百万円単位で記入  
○変更契約は「増減額のみ」を記入  
○JV工事は「持分額のみ」を記入  
○過去の受注（契約）分は記入しない

III. 公共機関からの受注工事（請負契約額が1件500万円以上の完備工事についてすべて記入してください）

IV. 民間等からの受注工事（土木工事業及び機械装置工事業は、1件500万円以上の完備工事について、建築工事業・建設設備工事業は、1件5億円以上の完備工事についてすべて記入してください）

IV. 民間等からの受注工事  
土木・機械装置等工事は  
1 契約あたり±500万円以上  
建築工事業・建設設備工事は  
1 契約あたり±5億円以上  
の工事がある場合のみ  
百万円単位で記入

※1枚に記入しきれない場合は、  
調査票を追加して記入。  
◎ その場合、表面は「企業名」だけ記載  
◎ 調査票が足りない場合はご連絡を！



調査結果はインターネットから入手できます

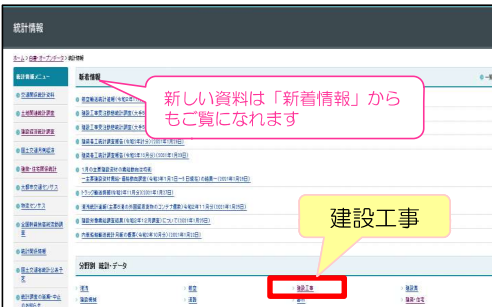
建設工事受注動態統計調査の調査概要、最新の調査結果、公表予定、過去の資料などの統計情報は、国土交通省のホームページから入手することができます。以下にその方法をご紹介します。



- 1 国土交通省のホームページにアクセスします（<http://www.mlit.go.jp/>）。右上のメニュー「白書・オープンデータ」をクリックします。
- 2 つぎに「白書・オープンデータ」のページで、「統計情報」をクリックします。



- 3 「分野別 統計・データ」から、「建設工事」をクリックします。
- 4 左端No欄の2~8が『建設工事受注動態統計調査』の情報となります。



統計結果等については、上記の国土交通省ホームページから入手できるほか、政府統計の総合窓口「e-Stat」（<http://e-stat.go.jp>）からも入手が可能です。こちらも是非ご利用ください。



「建設工事統計調査」で検索

ご協力お願い致します  
統計調査を行っております  
令和6年4月分から  
令和7年3月分まで

建設工事受注動態統計調査

ご不明点等ございましたら  
以下までお問い合わせ願います。  
国土交通省 総合政策局  
情報政策課 建設経済統計調査室  
03-5253-8111  
(内線: 28624, 28634)





## 建設工事受注動態統計調査とは？

- 「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた**基幹統計調査**で、全国約1万2千の建設業者の方々を対象とした**月次調査**です。
- また、「統計法第13条」では正確な基幹統計を作成するために、**調査に回答する義務(報告義務)**が定められています。



## 調査の目的は？

- 建設業者の建設工事受注動向及び公共機関・民間等からの受注工事の詳細を把握することにより、**各種の経済・社会施策のための基礎資料**を得るとともに、**企業の経営方針策定等における参考資料**を提供することを目的としています。



## 結果はどのように利用されています

- 建設産業行政における各種施策の基礎データ

例：中小企業庁による「セーフティネット保証制度5号」の業種指定

- そのほか、政府の月例経済報告等、**国の景況判断の重要な指標**の作成にも活用されています。



## 情報は守られます！

- 調査票の**回答内容は統計法に基づき厳格に保護**されます。
- 調査関係者には厳格な守秘義務が課されているほか、集められた調査票は厳重に管理し、統計を作成した後、一定期間保管ののち、溶解処分しています。



## どうして選ばれたのですか？

- 前年度実施の建設工事施工統計調査において、前々年度の完成工事高が1億円以上の建設企業を、都道府県別、完成工事高別、公共元請完成工事高別に分類し抽出しております。

建設業許可業者  
約 470,000 業者



建設工事  
施工統計調査  
約 110,000 業者



建設工事  
受注動態統計調査  
約 12,000 業者

### 【抽出率の設定方法】

建設工事施工統計調査の完成工事高及び公共元請完成工事高を指標として、以下の表のとおり16のセルに分類し、それぞれのセル毎に抽出率を設定しております(抽出率は概ね1/2~1/10を設定)。なお、各セルの標本は、その半数を各都道府県から均等に抽出し、残りの半数については各セルに属する企業数の都道府県別のシェアに応じて抽出しております。

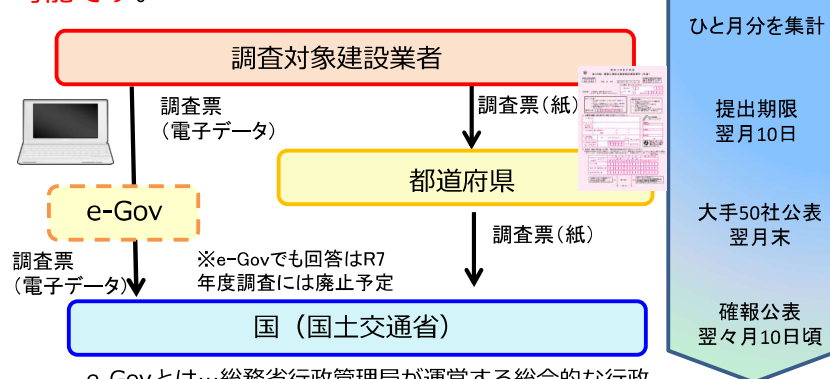
		完 成 工 事 高 (前々年度)			
		1億未満	1億以上	10億以上	50億以上
公共元請 完成工事高	3千万未満	×	○	○	◎
	3千万以上	×	○	○	◎
	3億以上	—	○	○	◎
	10億以上	—	—	○	◎

凡例 ◎: 全数調査 ○: 標本抽出 ×: 抽出しない —: 存在しない



## 調査はどのように行われるのですか？

- 月次調査です。毎月の調査は次のような流れで行います。インターネットを利用して**電子データで調査に回答することも可能です。**



e-Govとは…総務省行政管理局が運営する総合的な行政情報ポータルサイト(<http://www.e-gov.go.jp/>)です。

# 建設工事施工統計調査ガイド



## 建設工事施工統計調査とは？

- 「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた**基幹統計調査**で、全国約11万の建設業者の方々を対象として毎年実施している調査です。
- また、「統計法第13条」では正確な基幹統計を作成するために、**調査に回答する義務(報告義務)**が定められています。



## 調査の目的は？

- 建設業者が1年間に施工した完成工事高、就業者数、付加価値額等を調査し、建設業の実態・活動内容を明らかにすることにより、**各種の経済・社会施策のための基礎資料**を得るとともに、**企業の経営方針策定等における参考資料**を提供することを目的としています。



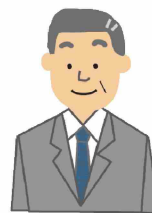
## 結果はこのように利用されています

- 国土交通白書等における分析・評価
- 建設産業行政における各種施策の基礎データ  
例：中小企業庁による「セーフティネット保証制度5号」の業種指定
- そのほか、県民経済計算といった、**地域の経済活動を表す重要な経済指標**の作成等、幅広く活用されています。



## 情報は守られます！

- 調査票の回答内容は統計法に基づき厳格に保護されます。
- 調査関係者には厳格な守秘義務が課されているほか、集められた調査票は厳重に管理され、統計を作成した後、溶解処分されます。



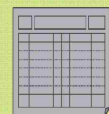
## 調査票について

# 個人事業主の場合

同封の「記入の手引き」を参考に記入ください。

ご用意いただく書類（4点）

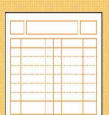
直前3年の各事業年度における工事施工金額



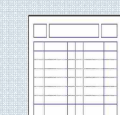
工事経歴書



貸借対照表



損益計算書



令和6年 建設工事施工統計調査票(1)

1. 企業名称(別添) 統計工業 御中

2. 経営規模 (1) 個人事業主 (2) 個人事業主以外 (3) 法人 (4) 個人事業主以外

3. 業種(業種コード) 123456

4. 所在地(住所) 東京都 中央区 〇〇1-1-1

5. 代表者(氏名) 〇〇〇 〇〇〇

6. 従業員数(人) 2

7. 売上高(千円) 123456

8. 営業利益(千円) 12345

9. 国内建設工事の年間受注高(千円)

10. 建設業の付加価値額及び原価等

※上記の書類に記載の金額に基づいて、各調査項目の記入をお願いいたします。矢印は書類に記載されている金額の記入箇所を示しています。

拡大

様式第十九号(第四条、第十条、第十九条の四関係)  
**損益計算書**  
 自 令和5年4月1日  
 至 令和6年3月31日

(商号又は名称) 統計工業

I 完成工事高		7,083
II 完成工事原価		
材料費	1,764	(3) 材料費
労務費	1,510	(4) 労務費
うち労務外注費		うち労務外注費
外注費	1,361	(5) 外注費
経費	1,444	6,079
完成工事総利益(完成工事総損失)		1,005
III 販売費及び一般管理費		
従業員給料手当	111	(1) 経費
退職金	89	(1) 経費 うち人件費 (※経費の中に含まれる人件費の値をご記入ください)
法定福利費	24	(2) 販売費及び一般管理費 うち人件費
福利厚生費	28	
維持修繕費	47	
事務用品費	21	
通信交通費	5	
動力用水光熱費	15	
広告宣伝費	9	
交際費	56	
寄付金		
地代家賃	15	
減価償却費	21	(8) 減価償却費 (※II完成工事原価の「経費」に含まれる減価償却費の値と合算してご記入ください)
租税公課	42	(6) 租税公課 (※II完成工事原価の「経費」に含まれる租税公課の値と合算してご記入ください)
保険料	14	
雑費	21	518
営業利益(営業損失)	486	(2) 販売費及び一般管理費 (7) 営業損益

## 「10.建設業の付加価値額及び原価等」の記入例

科目	金額	単位	科目	金額	単位
(1) 経費	1	千円	(4) 労務費	2	千円
うち人件費			うち労務外注費		
(2) 販売費及び一般管理費	1	千円	(5) 外注費	1	千円
うち人件費			(6) 租税公課		
(3) 材料費	2	千円	(7) 営業損益		
			(8) 減価償却費		

調査票に記入

金額欄は、百万円単位(十万の位で四捨五入)でご記入ください。

※実績があっても50万円に満たない項目は空欄のままをお願いいたします。





# 調査票について

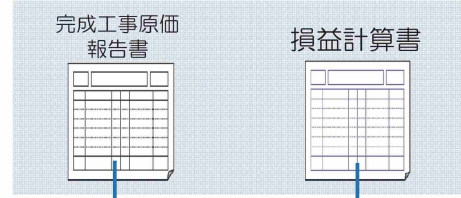
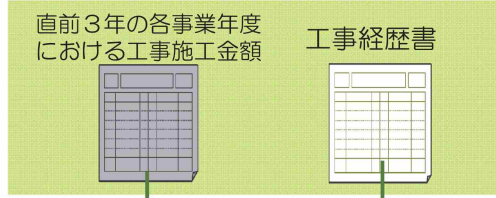
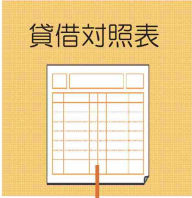
## 法人の場合

同封の「記入の手引き」を参考に記入ください。

### ご用意いただく書類（5点）

金額欄は百万円単位でご記入ください。  
実績があっても50万円に満たない項目は空欄のままをお願いいたします。

※以下の書類に記載の金額に基づいて、各調査項目の記入をお願いいたします。矢印は書類に記載されている金額の記入箇所を示しています。



建設工事統計調査 令和6年 建設工事施工統計調査票(1)

提出期限: 令和6年 月 日

1. 企業名及び所在地: (株)国土交通建設 御中

2. 経営組織: 4

3. 資本金又は出資金: 30

4. 有形固定資産(土地を除く): 70

5. 業態別工事種類: 1番 01, 2番 07

6. 就業者数: 14

7. 国内建設工事の年間完成工事高: 205

発注者区分	工事種類区分	合計 (1)+(2)+(3)			(1) 土木工事			(2) 建築工事・建設設備工事			(3) 機械装置等工事		
		十	千	百	十	千	百	十	千	百	十	千	百
I 元請	新設工事												
	維持・修繕工事												
	新設工事			20			20						
	維持・修繕工事			185			183			2			
元請工事合計				205			203			2			
II 下請工事				55			55						

A = 元請工事合計 + 下請工事合計

8. 兼業売上高: 20

9. 国内建設工事の年間受注高: 230

10. 建設業の付加価値額及び原価等

科目	金額	科目	金額
(1) 経費	4	(4) 労務費	148
うち人件費		うち労務外注費	105
(2) 販売費及び一般管理費	46	(5) 外注費	3
うち人件費	31	(6) 租税公課	2
(3) 材料費	48	(7) 営業損益	5
		(8) 減価償却費	14

### 建設業以外の事業も営む業者の方へ （製造業、不動産業、農業など） ～按分方法の紹介～



以下の調査項目について、建設業とその他の事業を明確に分けられない場合は、下記の計算式にあてはめて按分するなどして、建設業のみの値を推定してください。

計算の結果、端数が出た場合は、小数点第一位を四捨五入してご記入ください。

※計算式中のA、Bについては左の調査票の図をご覧ください。

### 6. 就業者数

建設業部門の従業者数(人)

$$\text{貴社全体の従業者数} \times \left[ \frac{A}{A+B} \right]$$

建設業以外の部門の従業者数(人)

$$\text{貴社全体の従業者数} \times \left[ \frac{B}{A+B} \right]$$

### 10. 付加価値額及び原価等

「損益計算書」にある以下の科目の金額について、建設業のみの値を推定してください。

また、「記入の手引き」のページ数を右側に記載しておりますので、各ページを同時に参照の上、ご記入ください。

- 「記入の手引き」
- 販売費及び一般管理費 ..... P 4, 5
  - // (うち人件費) ..... P 4, 5
  - // (うち租税公課) ..... P 4, 5
  - // (うち減価償却費) ..... P 4, 5
  - 営業利益(営業損失) ..... P 4, 5

建設業部門の金額(百万円)

$$\text{貴社全体の金額} \times \left[ \frac{A}{A+B} \right]$$

(注) 1. この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査で、調査対象の企業は報告の義務があります。  
2. 記入に当たっては、別紙の「記入の手引き」をよく読んでください。この調査票は機械にかけますので、汚損しないでください。  
3. 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

(1) 標準字体を手本にしてください(枠からはみだしたり、小さすぎたりしないでください)。  
(2) 筆記用具は鉛筆(B・HB)又はシャープペンシル(0.5mm, HB, BB)を使用し、ワープロ等による出力用印字は避けてください。  
(3) 間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。

## どうしても報告しなければいけませんか？



工事実績がないから報告しなくてもいいですか？

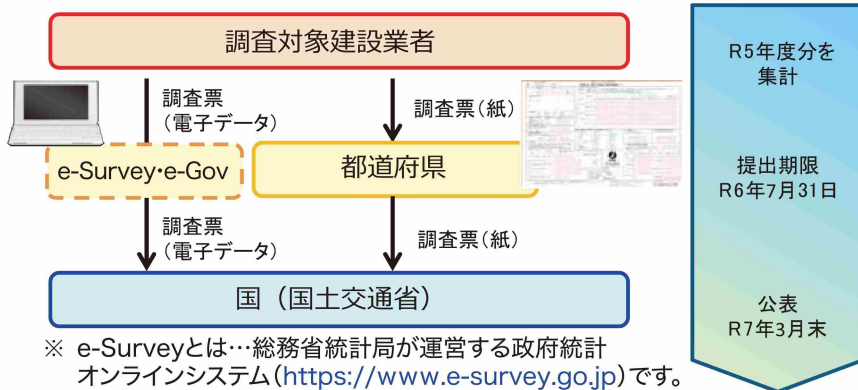
うちのような完成工事高の小さい会社ではなく、大きな会社に聞いて欲しい。



このようなご意見をいただくことがあります。統計調査においては『工事実績がない方がどの程度いらっしゃるか』という情報も貴重なデータとなり、調査結果が作成されます。より正確な建設産業の姿、日本の姿を表せますようご協力よろしくお願い致します。

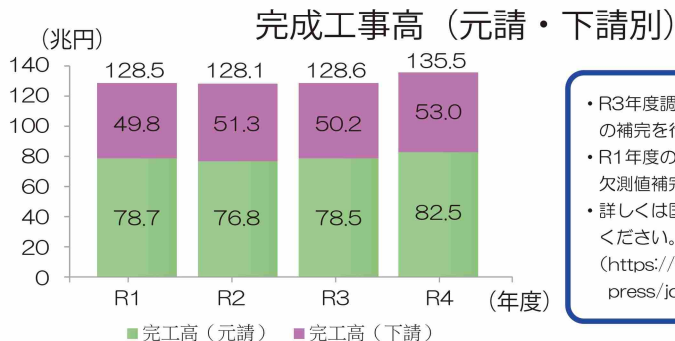
## 調査はどのように行われるのですか？

調査は年に1回、次のような流れで行います。  
インターネットを利用して電子データで調査に回答することも可能です。



## 建設工事施工統計調査からわかること

建設工事施工統計調査では、前年度の建設業の完成工事高や雇用状況等、1年間の建設業の活動実態を把握することができます。また、他にも都道府県別や業種別等で詳しくわかります。



- ・R3年度調査(R2年度実績)より、欠測値の補完を行っております。
- ・R1年度の値は、R2年度実績と同じ手法で欠測値補完を行った場合の参考値です。
- ・詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください。  
([https://www.mlit.go.jp/report/press/joho04\\_hh\\_001044.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_001044.html))

## 調査結果はインターネットから入手できます

建設工事施工統計調査の調査概要、最新の調査結果、公表予定、過去の資料などの統計情報は、国土交通省のホームページから入手することができます。以下にその方法をご紹介します。



- 1 国土交通省のホームページにアクセスします (<http://www.mlit.go.jp/>)。右上のバナー「白書・オープンデータ」をクリックします。
- 2 つぎに「白書・オープンデータ」のページで、「統計情報」をクリックします。



- 3 「分野別 統計・データ」から、「建設工事」をクリックします。
- 4 左端No1が『建設工事施工統計調査』の情報となります。



ご協力お願い致します

統計調査を行っております

令和6年7月1日から  
令和6年7月31日まで

建設工事施工統計調査

ご不明点等ございましたら  
以下までお問い合わせ願います。  
国土交通省 総合政策局  
情報政策課 建設経済統計調査室  
電話 03-4400-4664



統計結果等については、上記の国土交通省ホームページから入手できるほか、政府統計の総合窓口「e-stat」(<https://www.e-stat.go.jp>)からも入手が可能です。こちらも是非ご利用ください。

